

平成21年度第5回 全国健康保険協会徳島支部評議会議事録

日時：2010年1月20日（木）15時00分～17時00分

場所：全国健康保険協会徳島支部 会議室

出席評議員（五十音順 敬称略）

粟飯原一平 徳島県中小企業団体中央会会長
池上政弘 徳島文理大学専門職大学院 総合政策研究科教授
加村祐志 日本労働組合総連合会徳島県連合会副事務局長
勘川一三 徳島県商工会議所連合会副会長
黒田泰弘 徳島大学副学長
澤田順子 徳島家庭裁判所参与
花野靖枝 四国システム開発株式会社企画管理部部長代理
松浦恭之助 徳島県商工会連合会会長
村上和行 富田製薬株式会社総務部次長

議事次第

1. 平成22年度保険料率について
2. 平成22年度予算について
3. その他
 - ・ 保険料率の3月改定に向けた広報について
 - ・ 平成22年度の徳島支部事業計画について

議事内容要旨

1. 平成22年度保険料率について
事務局より、来年度の保険料率の見通しについて説明し、意見をいただいた。
2. 平成22年度予算について
事務局より、来年度の予算について説明し、意見をいただいた。
3. その他について
事務局より、「保険料率の3月改定に向けた広報について」、「平成22年度の徳島支部事業計画について」説明し、意見をいただいた。

（主な議論の概要）

1. 平成22年度保険料率について

【評議員】

激変緩和措置は同じ方法で5年間やるということですか。料率は毎年変わるが、5年間は激

変緩和するということですか。

【回答】

激変緩和措置については、毎年国の方で決めることになっています。都道府県単位保険料率の導入に併せて、急に地域間の格差が出るのも問題ではないかということから、5年間の激変緩和措置として設けられています。

【評議員】

激変緩和はあくまでも暫定措置ですか。今の一般的な情勢からいうと、とめどなく上げざるを得ないという方向に向かっています。そういう状況もあるので、激変緩和はあくまでも今の措置と考えてよいのですか。

【回答】

そうです。ただ、この法律等でいきますと平成25年からは激変緩和措置などの意見を出すまでもなく決まってしまう。徳島県としては、それまでに法律改正などをやっていただきたい。都道府県単位で医療費の適正化を図るといっても、1年や2年ですぐにはできないと思います。

【評議員】

都道府県単位で医療費の適正化を図るといのは、協会だけでなく、健保組合も国民健康保険もある意味では同じですよ。多少の違いはあるにしても。

【回答】

後期高齢者医療などは県単位で保険料率を定めてますし、国民健康保険も市町村毎に運営しています。ですから、協会もということです。

【評議員】

失業者の保険料軽減措置を国保でやるというのが新聞に出ていましたが、いつまでにできるのですか。

【回答】

前年の収入の3割を基に算出し、保険料の軽減を図るなど、新聞報道されておりましたが、詳しいことは分かりかねます。

【評議員】

健保組合に支援を求めるといような話が出ていましたが、どうなのですか。

【回答】

最初は後期高齢者医療支援金を全額総報酬制にするという話があって、健保組合から反対とする意見広告が出ておりました。国としても再検討し、1/3になりました。

【評議員】

現状では保険料率について、この方法以外にないのだから異論はありません。

【評議員】

国保組合の制度についても納得いかないところがあります。

【評議員】

扶養家族の保険料無料については徴収する方向などの話は出ないのですか。企業には保険料アップでどんどん負担増になっています。扶養家族からも保険料を徴収するなどの検討はされないのですか。

【回答】

単身の方でも扶養者がいる方でも賃金に応じて同様に保険料を徴収しております。矛盾するところもあるかと思いますが、制度として踏み込んでいくというような案は今のところありません。後期高齢者医療保険への支援金などのこともあり、平成 22 年度は被扶養者の再確認を行う予定としています。

【評議員】

届が漏れている者が、非常にたくさんいると思われるので、是非やっていただきたい。

【評議員】

来年度も保険料が上がる可能性があるということで、激変緩和措置も行われる。ただし、激変緩和は 5 年後にはなくなる。そうであれば、意見書の「2.激変緩和措置について」は、期間の延長についてもっと強く要求するべきなのではないでしょうか。

【回答】

意見書に盛り込みたいと思います。

【評議員】

料率があまりに上がると、健保組合などの安い方へ企業が移動するなどの状況が発生する可能性があるのでは。現に私の勤める事業所にも健保組合からの勧誘がありました。どこかで歯止めをする必要があると思われるが、これについてはどう考えているのですか。

【回答】

確かに、建設国保のように安いというだけで、関係のない人がたくさん加入しているという実態もありました。健保組合への編入を阻止することは難しいと思うが、おっしゃることはよくわかります。

【評議員】

9 月にも保険料が変わるような予定はないのですか。

【回答】

その予定はないです。

3 . その他（保険料率の 3 月改定に向けた広報について）

【評議員】

次からも 4 月から変わるということですか。

【回答】

平成 23 年度については、改定時期は未定ですが、おそらく同じ時期になると思われます。

次回評議会開催日程

日 程：2010 年 3 月頃

場 所：未定

議事内容予定：未定